

## 奈良教育大学附属小学校いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

このことから、本校では、全ての教職員がいじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめは決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教員自らがいじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、学校全体で組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び発生した場合の再発防止に取り組むことが必要である。

そこで本校は、ここに「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」「奈良県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止基本方針を策定した。

### 1 いじめの問題に関する基本的な考え方

本校では、いじめの定義について理解し、いじめを積極的に認知する。

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い意識をもつこと

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、奈良教育大学や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法 第2条」より)

#### (2) いじめの認識

① いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの加害児童等・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者・被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

③ けんかやふざけあいであっても「ささいな事」と判断せず、いじめを見逃さない。

④ 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

⑤ いじめの様態は様々である。事案解消後も注視が必要である。

## 2 いじめ防止等の対策のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織の設置【別紙1】

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校内に「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

<構成> 校長・教頭・低中高学年代表・生徒指導主任・その他、事案に応じて担任や関係者

<役割>

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口として行う。
- いじめの疑いに関する情報や、児童等の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童等への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- いじめの内容によっては、奈良教育大学、警察、スクールカウンセラー、スクールロイヤーとの連携・協力を行う。

学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じた適切な専門家を加えて対応する。また、子どもの課題について担任が一人で抱え込むことなく、より多くの教員で課題を共有し、対応ができるように、以下の部会・委員会と連携する。

#### ① 企画部会

校内の研修計画及び各委員会の調整をする。

#### ② 日常的に話し合う場としての単学年部会

単学年部会は学年の学級担任で構成される。日常的に授業づくりや子どもについての情報を共有する。

#### ③ 複数学年部会

複数学年部会（それぞれ低学年部会・中学年部会・高学年部会）は、2個学年の担任以外に特別支援学級教員・専科教員・養護教員・栄養教員・非常勤講師を含めて構成する。年数回の複数学年部会をもち、子どもの課題を出し合う。この部会では、学習上の課題や生活上の課題がある子どもについて報告し、指導の道筋を探る。複数学年部会で課題としてあげられた子どもについては、その後の部会においても継続して話し合う。

#### ④ SNE 委員会

子どもの課題のうち、全校的な見守りや指導が不可欠と考えられる場合には、SNE委員会につなぎ、学校としての取り組みの方針を確立する。

### (2) いじめ防止等に係る年間計画【別紙2】

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必

要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては児童への指導・教員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

### 3 いじめの問題への取組

#### (1) いじめ防止のための取組（未然防止のための日常的な取組）

いじめの未然防止のためには、一人ひとりの子どもが、学校生活を有意義なものであると実感できることが大事である。そのために、授業・遊び時間・全校なかまづくりを担う児童会活動等、学校生活の様々な取り組みについて、より一層の「子どものための」という視点を検討する。

##### ① 学級づくりの基本に「子どもがわかる授業」をすすめる

子どもが充実した学校生活をすごすことができることが、いじめ防止にも不可欠なことであることをふまえ、子どもがわかる授業づくりを学級づくりの基本にすすめる。その際、学級の子どもの意見の交流や高め合いを促す取り組みを進めることで、なかまとの関係をいっそう強めることができる。

##### ② 日記等をとおして子どもをよりよくつかむ

子どもが悩んでいることをより広くつかむために、子どもの日記等の記録を活用する。

##### ③ 学校生活場面での日常的な指導

子どもの課題は小さな問題のときから解決していくことが、大きな問題に発展しないためには重要である。そのため、毎日の朝の会や終わりの会等の時間に、なかま理解を進める話を取り上げて、子どもたちに考えさせる。また、社会的な事件が起きた時に、学年に応じた内容で子どもたちに考えさせることも必要である。このような機会を経ながら、子どもは行動について判断する力を高めていく。

##### ④ 担任以外の授業で問題が発生したとき

担任以外の授業で問題が起こったときは、授業者が問題の解決にあたりるとともに、授業後、問題の大小にかかわらず担任に報告する。報告を受けた担任は当事者の子どもにも尋ねて、課題の把握を進める。

##### ⑤ 子ども間の問題について当事者からよく聞く

学校で起こった子ども間のもめごとについて、当事者の言い分をていねいに聞くとともに、できごとを見た子どもからも状況を聞き、できごとをより客観的にとらえるようにする。

##### ⑥ 学級の子どもたちに考えさせる課題として位置づける

子ども間の問題について、課題によっては、学級の全ての子どもたちに考えさせることも必要である。この場合、時間割上の学級会の時間を待たずに臨時の学級会の時間をとることも必要である。

##### ⑦ 保護者への連絡

保護者とできごとについてより正確な情報を共有することが、子どもへの継続的な指導について必要なことである。子どものプライバシーに配慮しながら、わかったことやまだわかっていないこと、また、指導内容について知らせ、保護者の理解を得るように努める。保護者と合意できない内容があれば、他の教員と話し合っ解決

への方途を探る。

⑧ 子どもとの面談

子どもの悩みが日常の学校生活や日記等で出されていない場合であっても、定期的に子どもに尋ねることによって、先生は自分のことを気にかけてくれているという信頼感を高めることにつながる。また、問題が起こったときに相談できるという気持ちを高めることになる。

⑨ 子どもへのアンケート

全校一斉に子どもへのアンケートをとり、子ども（自分と他の子ども）が友だちのことで困っていることをつかみ、指導する機会とする。アンケートの結果について必要な情報を教職員で共有し、子ども観察と指導に生かせるようにする。

⑩ 保護者との懇談

定期的な懇談会のおりに、友だちとの課題や悩みについても必ず尋ね、子どもの状況を知るとともに、保護者理解の手立てともする。

⑪ 養護教諭の役割

養護教諭は、子どものケガや体調不良等の訴えをもとに、子どもの話をよく聞く。子どものことばの中に少しでも不審な点がある場合には、担任に知らせる。続けて同じ子どもが保健室に来るようなときも、その旨を担任に知らせ、その後、担任と連絡を取り合っ、子どもをよく見ていくようにする。定期健康診断や身体測定で、子どもの身体に異変が見られた場合は担任に報告する。定期健康診断等で、一年前の結果と比べて急な悪化が見られるときは、子どもの環境の大きな変化が考えられるので、担任に報告する。

(2) 早期発見・早期対応のあり方（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

① いじめの早期発見の手だてーチェックポイントーの活用

[「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」](#)（奈良県教育委員会）を活用し、日常の子どもの様子を知り、変化を見つける。

② いじめの兆候を見逃さない

子どもの言動で他の子どもが困っていることに気づいた教員は、担任・学年団・SNE 委員を中心に伝えて教員間での情報共有を大事にし、できるだけ早く協力して対応する。担任はその後確かめられたことを、自クラスの授業を担当するすべての教員に伝える。

(3) いじめに対する措置（発見しいじめに対する対処）

**早期対応**

① いじめ防止・対策委員会に報告

解決に向けては教員一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止・対策委員会」に報告し、被害児童をいじめから徹底して守るとともに、心のケア等の必要な支援を行う。

② 加害行為を止める

子どもを殴る・蹴るなどの身体的に暴力を加えていることに気づいた教員は、速やかに止める。暴力的なことばや相手を傷つけることばを言っているときも同様であ

る。一人で制止することが難しいときには、他の教員の援助を頼む。他の教員が近くにいない場合は、大声を出すなどして、緊急性を知らせ、同時に加害者にも気づかせるようにする。また、近くに子どもがいたときには、その子どもを通して他の教員の援助を頼むようにする。

③ 加害行為をするにいたった経過を調べる

身体的または精神的な暴力的行為を止めさせたあとの聞き取りでは、発見した教員と担任(担任団)の教員が立ち会う。見ていた子どもにも状況を聞く必要があるが、同席させるかどうかは判断が必要である。

④ 教員会議への報告

加害行為の内容を速やかにいじめ防止・対策委員会に報告する。いじめ防止・対策委員会は関係する子どもの担任や担任団及び授業をもつ専科教員と対応について協議する。緊急の場合は、臨時の教員会議をもってことからの経過を共有し、対応を決める。

加害児童の保護者への対応

- ① 加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根底とした支援の視点で対応する。
- ② 当日の事象及び様子について丁寧に話を聴く。
- ③ 聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等、加害児童の「人格」を否定しているという感情に捉われるのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ④ いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いにも傾聴しながら伝える。

被害児童の保護者への対応

- ① 当日の事象及び様子について丁寧に話を聴く。
- ② 相手の思いを正確に受け止める。
- ③ 児童や保護者の訴えに誠実に対応するため、事実確認はできるだけ迅速に行う。そして、学校の「いじめは絶対に許されない」という姿勢を児童や保護者にしっかりと示す。
- ④ 今後の対応については、被害児童に対する心のケアや見守る体制について誠意をもって説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策等を明確に示す。

周りの子どもへの指導

加害行為を止めずに見ていた子、知っていたりする子どもがいる場合には、直接的な加害行為がなくても、今後も友だちや教員、おうちの人に相談することを伝えるなど、適切に指導する。

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめが解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいる」こと（少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。）及び被害児童が心身の苦痛を感じていない」ことの2つの要件が満たされている必要がある。
- ② いじめが解消したとみられる場合でも、被害児童の心のケアや支援を適切に行う。

#### 再発防止

- ① いじめは再発しやすいことから、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷による PTSD（心的外傷ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。そこで、引き続きいじめを受けた児童を十分観察し、場合によっては医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

#### (4) 重大事態への対応

- ① 重大事態と考えられる事案が発生した際には、「いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに奈良教育大学に報告し、事実関係を明確にするための調査の実施や措置等、適切に連携し対応する。
- ② 学校は事実をしっかり向き合い、「調査委員会」等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ③ 学校が主体となって調査を行う場合には、被害児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行い、改めて事実関係を把握し再発防止に努める。この際、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。
- ④ 調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習等の支援を行う。
- ⑤ 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に対応する。
- ⑥ マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。

#### 4 教育相談体制

(1) 教育相談機関の保護者への周知 保護者に教育相談をする機関として、担任以外に次の機関があることを学校だより等で知らせる。

- ① 学校長・教頭・保健室の先生（附属小学校）0742-27-9281
- ② 学校カウンセリング・・・相談希望者は担任・保健室の養護教諭・教頭のいずれか

まで伝える。

③ 学校外の公的機関

- ・ストップいじめ ならダイヤル 0742-36-0012
- ・ストップいじめ ならメール [stop-ijime@city.nara.lg.jp](mailto:stop-ijime@city.nara.lg.jp)
- ・奈良すこやかテレフォン（なら「いのちの電話」協会）0742-35-1002
- ・24 時間子供 SOS ダイヤル（奈良県）0120-0-78310
- ・あすなるダイヤル（奈良県立教育研究所）0744-34-5560
- ・ヤング・いじめ110番（奈良県警本部・少年サポートセンター）  
0742-22-0110
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189
- ・奈良市子どもセンター相談窓口 0742-34-5597

5 校内研修

- (1) 毎週の教員会議で SNE 委員会が把握した子どもについては、毎週の会議において、子どもの様子や加えた指導についての内容を適宜報告し、教員間で共有する。
- (2) 校外研修を生かして研修の機会があった場合には、報告を受けて、その後のいじめ防止に生かす。
- (3) 年初における本方針の確認 年度初めには、本いじめ防止基本方針を、新着任教員を含めてすべての教員で確認する。
- (4) 年度末における本方針の改定論議 年度末には、本方針をより実質的なものにするために必要な改定についての話し合いをもつ。

<問い合わせ先>

奈良教育大学附属小学校 0742-27-9281